

# 原発いらない！ 山口ネットワーク



2019年9月8日の報告

オ381号

次の集会

2019年10月13日(日)14時～

場所 周南市役所内

ハピック交流センター交流室2

※、この日の総合庁舎の会場がそれなかつたので、新しい場所に替へました。駐車料は(うなぐ施設を使うの)のご参考下さい。

9月19日 東京地裁「東京電力日経営陣  
3人無罪判決」

裁判長は判決文の最後に「地震前、法令  
上の規制などは絶対的安全性の確保などを  
前提としながつた。…だから無罪」と  
言つた。だが、裁判官がそんな事を言つ  
ていいのか。原発のまわりには人が住んでい  
ることを忘れているのはばかりか。

多くの人が住んでいるからこそ、法規制がどう

であれ、絶対的安全をめざすのが経営者と  
しての責任だ。

その責任をはぐらかし続けた証拠が今回  
いっぽい出で来たのに、完全に「無罪」とは、  
今後原発が事故が起るも誰にも責任  
はないという判決だ。

○原告団長の武藤類子さんから「呼びかけ」  
です。

→ 接いたべりた東電刑事裁判一審は、「全  
員無罪」という信じがたい判決でした。  
このまま、清水すこじはできません。指定弁護  
士の皆さんに、控訴のお願いをして下さい！

どうかお願いします。

控訴期限まで2週間だそう。短期決戦です。

SNSでの拡散、MLへの転送、各自最大限の  
活動アクションをお願いします。

<http://clng.it/TgHFXnFk7>  
緊急署名ページができました。



代表者 小中進  
〒742-1513 山口県熊毛郡  
田布施町麻郷 2208  
Tel-Fax 0820-55-6291  
振込口座(年会員2000円)  
(郵)01590-5-27469  
口座名 原発いらない・山口ネットワーク

作製・印刷  
周防灘の自然を守る会  
三浦翠

1. 海はみんなのもの。  
2. 海は愛する人のもの。  
3. 東電のものじゃない。松井大阪市長  
のものじゃない。  
4. 中電のものじゃない。山口県のもの  
じゃない。

## 10.19反原発デー県民集会

日時 2019年10月19日(土)13:30～  
15:45  
場所 上関町総合文化センター

◆特別報告 公有水面埋立について  
山口県議会議員  
中嶋光雄氏

原発に反対する上関町民の会 〒742-1403 上関町宮津 670-7	TEL & FAX 0820-62-5992
上関の自然を守る会 〒742-1403 上関町宮津 1103-5	TEL & FAX 0820-62-0710
原発いらない！山口ネットワーク 〒742-1513 田布施町麻郷井神 2208 TEL 0820-54-1355 FAX 0820-55-6291	
原水爆禁止山口県民会議 〒753-0063 山口市元町 3-49 TEL 083-922-7592 FAX 083-934-1075	

「福島原発の汚染水はもうこれ以上貯められない」

海に流すしかよほして本当にどうなのか？

その他原発関連情報

●フランス次期高速炉アストリッドの計画終了。

●大阪の松井市長・吉村知事、福島原発処理水

→ ロシアが船舶型原発を稼働

●放射線測定本「撤回署名提出」→ P⑦

## 例会の報告(9/10)

### ● 参加地域

東広島市、田布施、光、下松、周南、山口  
字部。

### ・ 小中代表より。

台風のせいで南風が吹き込んで引度もあり、  
しかもひし暑の中、各地から来てござりてあ  
りふとうござります。

### 上岡町長選につきは、現地の判断を尊重す

るけれども、ネットワークの例会では、「お見が  
出ました」ということを伝えました。  
すぐに清水さんから電話があつて、祝鳥さんお見  
見はりうくあつたが、詰合の結果、今回は  
「原発に頼らない町づくり」をいつしょにやつ  
ていくことにしたからという話がありました。  
もちろん原発反対の手をゆるめることは決  
してありますとございました。



・ 7月26日の中電への申し入れの「漁業補償契約  
は10年ご時効である」ことについて。

前号の通信に寄せた通り、中電からは電話二  
回で口づけました。

中電はワ漁協と2010年4月に契んだ漁業補償  
契約は、時効ごむなく失効もしないけれども、  
その法的な説明を部分にはすべきこと当社  
の弁護士から指導があったのをうなづけない。  
更に、今後このような法律的な申し入れは受け  
ないとも言つています。

私たちから考えると、説明しないのは説明でき  
ないからだらうということになります。  
また法律的な申し入れは受けつけないといつても、  
違法などもやるとこだらう事になります。

### 民法 167 条

工、債権は、10年間行使しない

ときには、消滅する。

※債権とは、契約に基づく権利のこと  
です。

中國電力は、祝鳥漁協の反対にもかかわらず、2000  
四代漁協、上関漁協、ワロタ共同漁業権管理  
委員会との間で、125億円の漁業補償契約を  
もうびました。

これによって中電は補償金を受取った漁民か  
ら海を埋立てる権利を得たのです。

しかし、民法167条は、「のうな契約によつて得た  
権利は、10年間使わなければくと、時効になり、  
失効すると走ります。

中電が漁民との間に補償契約をもんだのは2010年  
4月のことなど、すぐさま2020年9月と5ヶ月もたつこ  
います。この間に海の埋立て工事は全く行われてい  
ない。民法167条の規定により、中電はすでに、上岡  
原発立地予定地を埋立てる権利を失っているので  
す。

### 中電の埋立権は、時効によつて すでに失効しています。

・ 9/12の3団体の会議では、中電は町長選が  
終つたら、すぐにもボーリング調査の許可申請  
を県に出す、だらうとう情報がありまして。

海はみんなのものだから、私たちも

「ボーリングを許さない。」といふ声を  
あげました。

・ 9/16(金)広島高裁で「上岡原発甲地埋立禁止住民  
訴訟」の控訴審開々廷がありました。  
祝鳥さんの皆さんも支援に来て下さり、山口からも8名  
が行きまーたが、裁判そのものはなんど3分向  
終りました。

県側が、うち三の原告を出したのを、裁判所が受  
取つて、結審となりました。  
一二回り側は、県の原告がすべてこれまでのへき返しが  
かつたんだが、反対書面は出しませんでした。

判決は、2020年1月22日(水)14時5

40人くらいの部屋ほどの抽選によるがんといや。  
どちらが勝つも負けるも最高裁に上告となります。

ただ、今回県は、裁判所に提出した書面の中、「原発について不新設原則を国はどう唐突に、

「原発について不新設原則を国はどうしない。もしされがあるとこそ上関原発には適用されない」とナロつこころ。

つあり、「上関原発は新設ではなくが、山口県の判断だから。

これは、内閣よりも、経産省よりも、原子力規制委員よりも踏み込んだ見解といふことになる。山口県はりつたゞ何様のつもりか、山口県が国のエネルギー政策をやめるのり？

(この件は、9月18日からの県議会において質問される予定です。)

田川ひとみ弁護士は「判断留保は違法であつた」という判決を望みますと。

「JR東京電力「炉心専門家」が決意の告発

福島第一原発は津波の前に壊れた

木村俊雄

この記事では、福島の事故原因が「地震」であったことを目に見える形で、はつきりと証明している点が画期的だと目立つ。

事故原因を津波だとする説に終止符を打つものだ。

やくとも福島と同型のBWRの「鳥根、東海、上関の再稼働、稼働はなしにするべき論」だと思つ。

8ページもある記事なので、要點のみ紹介する。

「木村俊雄氏は1989～2001年、福島第一原発で、燃料管理班として原子炉の設計、管理業務を担当して来た。炉心屋」。

今回裁判の訴えになつたのを機に、既やめこられたデータを入手。

それは「過渡現象記録装置」という計算記録するデータで、航空機ごとと、フライトコ

ーク、ボイスレコーダーに相当するもの。

この装置はすべての原発についており、木村氏は、東電に仕事中の計算機のデータ解析を行っていた。

つづきは ↓ リンク(6)



●9/11 伊方原発再稼働差止め仮処分控訴審の審理が福島高裁ありました。

岩国支部での判決が四国電力の言ひ方のみを認めるひどいものだったのと、伊方原発沖600メートルに活断層があること、住民が避難できないなどを改めて訴えた。

報告によれば、福島弁護士会館で、「伊方原発福島裁判応援団」の皆さんの大きな助けをして下さいました。元気の出る会となりました。

● 判決は2020年1月。担当の森林一岳裁判長は1月15日に起訴状が決つている。

ICRPのヒバク限度のところもなりことに!

ICRPは原子力推進側民間の国際機関で、これまで原発内労働者のヒバク限度値を年間20ミリシーベルトとか決めていました。しかし、内部ヒバクを全く無視しているとの強い批判があります。

そのICRPがこれまでのヒバク基準を大幅に引き上げる四十条を出してしまった。

それにつけパブリックコメントを發行せよといいます。上田商子さんがあつてました。↓ リンク(5)

1997年 メガソーラーの 林地開発を許可	県森林整備課による 業者が提出した申請書は自 然環境への影響など技術 的な要件を満たしており、 学識経験者などつくる県 森林審議会の答申を受けて 許可した。計画を巡つては 開発予定地の下流に住む住 民の一部が中止を求める文 書を提出。森林法は住 民の同意を林地開発の許 可としない。
柏崎市美和町の元ゴルフ 場開発用地で進む大規模太 陽光発電所(メガソーラー) 建設計画について、県は開 発業者が申請していた林地 開発を許可した。	業者が提出した申請書は自 然環境への影響など技術 的な要件を満たしており、 学識経験者などつくる県 森林審議会の答申を受けて 許可した。計画を巡つては 開発予定地の下流に住む住 民の一部が中止を求める文 書を提出。森林法は住 民の同意を林地開発の許 可としない。

1997年 メガソーラーの 林地開発を許可	県森林整備課による 業者が提出した申請書は自 然環境への影響など技術 的な要件を満たしており、 学識経験者などつくる県 森林審議会の答申を受けて 許可した。計画を巡つては 開発予定地の下流に住む住 民の一部が中止を求める文 書を提出。森林法は住 民の同意を林地開発の許 可としない。
山口県の業者による 事業者の 事業者 に立つ。自然と共にくらす つめたい。	業者が提出した申請書は自 然環境への影響など技術 的な要件を満たしており、 学識経験者などつくる県 森林審議会の答申を受けて 許可した。計画を巡つては 開発予定地の下流に住む住 民の一部が中止を求める文 書を提出。森林法は住 民の同意を林地開発の許 可としない。

■「福島原発の汚染水はもうこれ以上ためられない！」

海洋に放出するしかないと本当にそうか？

◆ まず汚染水にはトリチウム以外にもストロンチウム90、セシウム137、ヨウ素129などの放射性物質がある。それどれ基準値をこえて含込まれている。

従つて、トリチウムの告示濃度も $1\text{Bq}/\text{L}$ に対して福島オのそれが $1500\text{Bq}/\text{L}$ というのは全3線の値が高いためトリチウムのわりに余地が少なため。

◆ トリチウムは水と同じく有害性は小さく、原子力ムラの人達は主張する。

しかし、トリチウムが生物の体内の炭素と結合して生じる有機結合型トリチウムは長期にわたり臓器などにとどまらず危険である。

◆ 今、政府と原子力ムラが一体となつて、もう海洋公用する力なべの原発周辺では子どもの白血病や先天性異常などが問題になつてゐる。

### イベント情報

10/6(日) 13:30~15:00	戸倉県議と学習交流会	宇部 舟木ふれあいセンター	宇部市民の会 0836-67-1508	
10/11(金) 19:00~20:30	ユーモアイラストで考える 地球環境 講師：本田 亮さん	アクティフやな い。 999円	上岡原発のない 未来を！柳井地域 の会 080-6340 -7253(久留)	
10/12(土) 14:00~16:30	ミサル基地・トシスアショアを つくらせないオ2回県民大集会 講演 半田 滋さん	阿武町 のうさんセミナー	090-4807 -4607 廣 薫	
10/13(日) 13:00~17:00	原発いらん山口ネットワーク例会	周南市役所 市民交流室2	0820-55 6291(小中)	
10/17(木) 14:00~	伊方原発再稼働強制差止め 裁判・本訴	岩国支部		
10/19(土) 13:30~15:45	10.19反原発デモ県民集会	上岡町総合 文化センター	0820-62 -0710	
10/19(土) 14:00~16:00	平和のひろば リレートーク 音楽 資料代 500円	萩原総合福祉 センター(多目的ホール)	イ・シスアショア配備 計画の撤回を求 める住民の会 090-1338-1841	
10月19日(土) 14:00~16:00	原発と地震を考えるお話し お話し 村上 寛さん 500円	周南市役所 シビック交流セン タ交流室1	0834-31 -4132	
10月26日(土) 13:30~16:30	「税金を無駄遣いしない議員の 作り方へコストカーネギーへ」 講師：足立力也さん(コストカーネギー 研究所 所長)	長門物産観 光センター会議室 1.2 カナル	市民オーフスマン 内まで 090-7544-6265 (広岡)	
11月9日(土) 18:00~19:30	元福井地裁裁判長 木浦口英明さん講演会 「わたくしの大飯原発をとめた理由」	宇部市多世代 ふれあいセンター 500円	上岡原発を建てさせ ない宇部実行委員会 080-6331-0960	
11/10(日) 14:00~16:00	”	周南市徳山保 健センター1F	0834-31-4132 周南法律事務所	
11/16(土) 14:00~16	「原発と地震を考えるお話し」 村上 寛史さん	光市地域づくり 支援センター視聴覚 室	090-7991-7412	
2020年 3月21日(土)	上岡原発を建てさせない 山口大集会2020	山口市維新 公園ビッグ・シェル	080-6331-0960	

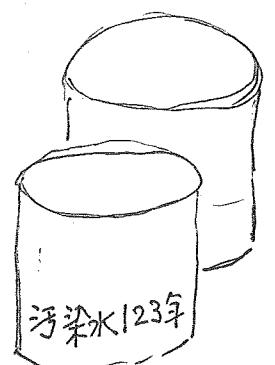
しかし、そのつけは結局沿岸周辺者や海の汚染となつて全生物に及ぶ。がいらばんを取引早く安定している理由からだけだ。

◆ 「原子力市民委員会」は、「トリチウムは大型タンクに100年以上保管せよ」と提案している。

石油備蓄基地で使用している10万トン級の大型タンクを10基建設して、その中に123年間保管すれば、トリチウムの半減期は12.3年であるから、タク内トリチウム詰まりは、現在の1000分の1に確定に減衰する。

この値は事故前の8年間に福島原発全体のうち海洋に放出されたいた年間最少値を下まつてゐる。

一基余分に建設するととして11基では約330億円となり、漂土壁のコスト345億円と大差ない金額となる。



裁判のこと

伊方原発再稼働差止め裁判・本訴  
(山口国支部)

2019年10月17日(木)14時5分

埋立免許差止め裁判控訴審(福島)  
(伊方高裁)

2019年10月28日(月)11時5分

結審

自然の権利裁判控訴審第一回  
(福島高裁)

2019年11月8日(金)14時5分

控訴審(福島高裁)

上関原発用地埋立禁止住民訴訟  
(福島高裁)

2020年1月22日(水)14時5分

控訴審(福島高裁)

伊方原発再稼働差止め裁判控訴審(福島高裁)

2020年1月(福島高裁)

判決

※ 広島高裁の木林一岳裁判長は、  
2020年1月15日に退官とのことです。

ICRPにパブコメを!  
10/25しめ切り。

ICRP「大規模原子力じこにおける人と環境の放射線防護」と題し勧告改訂  
【草案】を公開(パブコメを求めています—10月25日まで)

上里 恵子

事の重大性から、「原子力資料情報室」「消費者連盟」など組織で取り組む他、被曝問題を考える専門家もシンポジウムを開いて、問題点を指摘しています。

消費者連盟の「消費者レポート」1624号から引用します。

《ICRP(国際放射線防護委員会)は6月、福島を「教訓に」被曝基準の大幅緩和を提案する新文書を発表しました。》とあります。

\* ICRP2007年基本勧告:一般的人の被曝基準=年間1ミリシーベルト(現行)  
これがこれまでの基準でした。

【草案】緊急時被曝状況(避難指示基準) 20~100ミリシーベルト⇒100ミリシーベルト以下とする(100ミリシーベルトまでは避難しなくてよい)

現存被曝状況:1~20ミリシーベルト⇒10ミリシーベルト以下とする(10ミリシーベルトまでは住み続けることができる。)

《草案》を作成したのはICRP部会の座長・放射線審議会委員の甲斐倫明氏副座長・原子力規制庁の本間俊充氏。いずれも日本人です。

草案提案理由として、避難の混乱、避難時の関連死、帰還の問題を挙げています。避難指示基準を上げれば、あわてて避難しなくて済む人が増えます。しかし、線量の高い環境に居残ることになります。現存被曝状況の基準を上げれば、避難生活をしなければならない人は減ります。しかし、線量の高い環境に住み続けることになります。大規模原発事故発生に、多くの困難と混乱が起こりました。具体的にどのようなことがあったのか、放射線防護の責任者として、ICRPは調査をしたでしょうか。日本の政府・東電関係者に聞き取りをしたでしょうか。その結果何をどうすればよかつたのかについて考えたでしょうか。

線量の基準を緩和すれば、見かけ、当面、手っ取り早い解決策になるのでしょうか。しかし、放射線による、より重い環境汚染を許し、そこに住む人への健康被害も懸念されます。健康被害を避けられる線量について、厳密な考察があったでしょうか? チエルノブイリ法では、土壌汚染も考慮した上で、避難・移住問題を厳しい基準で考えています。日本で考慮されるのは空間線量だけです。《棄民政策ではないのか?》

《草案》はパブリックコメントを求めています。下記の人が呼びかけています。

Email: Masa03to@gmail.com (田代真人・被曝と健康研究プロジェクト代表)

日本語で“送れますか”、ネットで“しか送れないどうぞ”。  
くわしくは、原子力資料情報室のホームページhttp://cnic.jp  
を見て下さい。

会計報告

2019.9月の会計報告—原発いらん!山口ネットワーク

7月の報告の残高 191,892

収入 会費とカンパ 17000

支出 7月の報告作製、送料 29,785

8月 " " 28,583

8月例会会場費 760

9月 " " 760

漁業権学習会(広島)経費 11,380

チラシ送料(看板) 1269

72,537

差引残高 136,355

○会費とカンパの振り込みをありがとうございました。

○年会費は2000円です。(会計 三浦)

「文芸春秋」1990年号から、木村俊雄氏の文の一節を切り貼りダイジェストします。

東電は「津波によってメルトダウ

逆に言えば、「自然循環」がなくなります。

「自然循環」による水流がなくなると、炉心内の燃料ペレット

(直径・高さともに一センチ程度の円筒形に焼き固めた燃料)が入っています。

「自然循環」による水流がなくなります。「自然循環」による水流がな

くなると、「気泡」が壁となり、熱を発している燃料被覆管と冷却水を隔離しま

るパイプ(燃料被覆管)の表面に「気泡」がびっしり張り付きます。

この「気泡」が壁となり、熱を発してしまって、冷やすことができなくな

り、次々に燃料が壊れてしまう。こ

れを「ドライアウト」と言います。

過渡現象記録装置のデータを解析して分かったのは、地震の後、わずか一分三十秒後に、「ドライアウト」が起つて、いた可能性が高い、

これを「ドライアウト」と言います。

過渡現象記録装置のデータを解析して分かったのは、地震の後、わずか一分三十秒後に、「ドライアウト」が起つて、いた可能性が高い、

これを「ドライアウト」と言います。

ではなぜ「自然循環」が止まってしまったのか。私が分析したデータや過去の故障実績を踏まえると、圧力容器につながる細い配管である

「ジエットポンプ計測配管」の破損が原因である可能性が極めて高い、

ということです。

また事故当時、運転員が、「自然循環」の停止を検知できた可能性は極めて低かったと言えます。というのも、運転手順書には、「地震時に『自然循環』の継続と『炉心流量』を確認する」とは明記されていない

「ジエットポンプ計測配管」の破損が原因である可能性が極めて高い、

ということです。

いずれにせよ、津波の第一波が到達したのは地震の四十一分後の十五時二十七分ですが、そのはるか前に炉心は危機的状況に陥っていた、といふことです。想定外の津波によりメルトダウンした」という東電の主張は、極めて疑わしいのです。

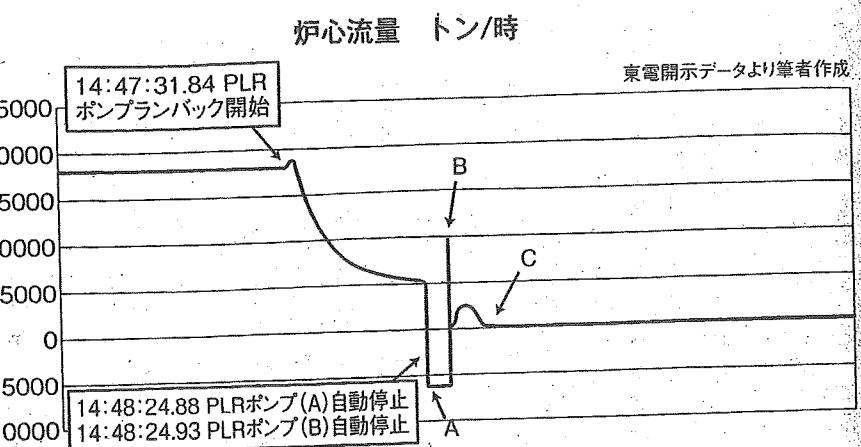
四つの事故調に参加した専門家も、このデータの欠落には気づきませんでした。ただ、開示されていたのは、このデータをうまく分析することは、おそらくできなかつたと思います。

福島第一には原発が六基あります

が、当時、炉心屋は九人ほどしかいませんでした。それほど特殊な狭い世界で、「炉心」のこととは「原発の専門家」でも一部の人間にしか分からぬものなのです。

ですから、四つの事故調がこの点を見落としたのも仕方がなかつた面があります。

BWRでは、水が原子炉圧力容器内で「自然循環」していれば、電源喪失でポンプが止まつても、炉心の熱を約50%出力まで除去できる仕組みになっています。「自然循環」は、BWRの安全性を保障する極めて重要な機能を担つてているのです。



開示されたデータを分析したところ、過渡現象記録装置は、地震発生後、プラントの全計測データを百分の一秒周期で収集し、計算機内に保存していました。(一号機の場合で十分間)。右横のグラフを見てください。横軸は「時間」、縦軸は「時間当たりの炉心に流れている水量」を表しています。

福島第一の原子炉圧力容器は、沸騰水型(BWR)で、炉心の中を水が流れ、核燃料を除熱します。この炉心を冷却する水が、安全性を保つ役割を果たしているのです。

グラフを見ると、地震が来る前は、「一万八千トン/時」で水が流れています。そして十四時四十六分に地震が発生し、原子炉が自動停止すると、放物線を描いて流量が下がっています。次に電源喪失によつて計測値はいつたんマイナスになつています。これ自体は、計測指示計の設計上生じることで、問題はありません。その後、数値はスパイク(瞬間に上昇)して一旦上がつていますが、一分三十秒前後から炉心流量はゼロになつています。

BWRでは、水が原子炉圧力容器内で「自然循環」していれば、電源喪失でポンプが止まつても、炉心の

東電は「津波によってメルトダウ

ンが起きた」という主張を繰り返しています。そして、その「津波」は「想定外の規模」で原子力損害です。しかし「津波が想定外の規模だったかどうか」以前に、「津波」ではなく「地震動」で燃料破損してしまったからです。おぞらく費用面で、多くの原発が、今も稼働し続けているからです。

しかも、私が分析したように、「自然循環」停止の原因が、ジエットポンプ計測配管のような「極小配管の破損」にあつたとすれば、耐震対策は想像を絶するものとなります。細い配管のすべてを解析して耐震対策を施す必要があり、膨大なコストがかかるからです。おそらく費用面から見て、現実的には、原発はいつ稼働できなくなるでしょう。

原発事故からすでに八年が経ちますが、この問題は、決して「過去の話」ではありません。不十分な事故調査にもとづく不十分な安全基準で、多くの原発が、今も稼働し続けているからです。

## 再生エネ由来の電力 融機関も利用拡大 金融機関も利用拡大 城南信金、全量切り替え

1991年9月11日 経

事業に使う電力を全て再生可能エネルギーで賄う取り組みが、国内の金融機関に広がってきた。城南信用金庫はこのほど、国内金融機関で初めて全ての電力を再生エネ

に切り替えた。全量の切り替えを目指す企業連合「RE100」に参入。RE100には18年5月に加盟している。芙蓉證券リースは今年7月に加盟。8月には第一生命保険も加盟した。各社とも50年までに消費電力を100%再エネで賄つことを目標とする。RE100は自社で使

う全ての電力に再生エネの導入をめざす国際的な企業連合だ。加盟企業は50年までに事業活動で消費する電力を100%再生エネにする目標を宣言、公表することとなつていている。世界で193社が加盟し、国内勢は23社が含まれるが、日本は参加が遅れていた。

8/29

はんげんはつ新聞19,9月

## 「放射線副読本」撤回署名第1回提出と復興庁・文科省交渉

稻岡美奈子(地球救出アクション97)

滋賀県野洲市教育委員会が、文科省が作り学校で子どもたちに配布した「放射線副読本」(以下、「副読本」)を3月に回収し、「副読本」批判が全国で高まっている。私たちは年末から再改訂版「副読本」撤回署名を行なつており(呼びかけ)・地球救出アクション97、原子力資料情報室、ヒバク反対キヤンペーン、6月時点の賛同団体66、配布・使用に反対する運動を行なつてきた。

賛同団体名での文科省への署名提出行動交渉を行なつた。署名数は全国の市民団体中心の9125筆だった。復興庁手続き、8月29日、第1回の署名提出行動交渉を行なつた。田さんが手渡し、福島みづほ議員が立ち会つた。関西、関東の市民、静岡、広島、福島の市会議員、教員、反原発団体など40人が参加し、大阪から福島事故避難者の森松明希子さんも駆けつけ、撤回を迫った。

3・11直後の1版「副読本」は、「放射線は役立つ、原発事故は起つさない、福島事故は無視する」ものだつた。巻き起こつた批判で、事故を知らせるように修正したのが2版、今回は3版。与党議員・政権、原子力ムラ一体で、元にに戻すとともに復興ばかりを宣伝する改定を行なつた(復興予算ものである)。

「100ミリシーベルトも笑つていればこわくない」と言ったうだどうあきれで、みんなび大笑いしたものだが、それが「笑えない現実にされようとしている」。

「100ミリシーベルトまでには避難の必要はない」と子供たちが洗脳される。私たちはこんな参考にならぬ国民にならいくのか! NO! NO! 断じてNO!

朝日新聞「声らんより。是非上闇の皆さんに読んでほしい!」

原発建設画のある山口県上関町で建設の贅否が割れている。報道されました。東京電力福島第一原発の事故を経験した国民の中に原発を推進する人がいることに、福島県民としてますます驚きです。

8年前、福島県浜通り地方では地震が原因の爆発事故が発生し、今も住民を苦しめ続けています。上関町の皆さん、「百聞は一見にし、ついでに原発事故の被害の実

態を自分の目で確認して下さい。8年たつても我が家に住めず、墓参りもできません。住民は全国に四散し、故郷は完全崩壊状態です。政府や電力会社は「事故は起つさない」と言いますが、信用できません。国の「原子炉立地審査指針」では、敷地は人口密集地帯から離れていることとされています。



# 目からウロコの“福島原発事故” 民の声新聞 被災者の悲痛、怒り、不安、不満……！

**民の声新聞**  
**【原発避難者から住まいを奪うな】**  
**「家賃2倍請求問題」で**  
**国連人権理事会に意見書送付**  
**「日本政府に対し**  
**人権侵害政策のは正勧告を！」**  
**方針変えぬ福島県**  
**「2倍請求続ける」**  
 2019/08/20 (抜粋)

原発事故で政府の避難指示が出されなかった区域から福島県外へ避難している人々（いわゆる“自主避難者”）のうち、国家公務員宿舎への入居者に対する家賃2倍請求問題で、「原発事故被害者団体連絡会」

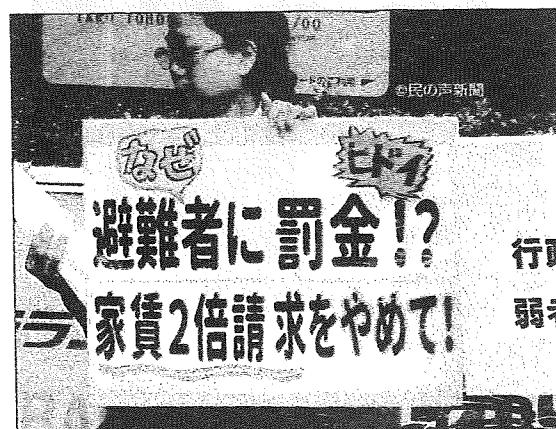
（ひだんれん）と「『避難の権利』を求める全国避難者の会」、「避難の協同センター」は、国連人権理事会に対し、日本政府に対し政策のは正勧告を行うよう求める意見書を送った。

三者で継続して取り組んでいる共同行動の一環で、国際社会に訴える事態の打開を図りたい狙いもある。意見書は9月上旬にも国連人権理事会の公式サイトに掲載される見込みだ。

## 【原発事故被害の『ストレス化』だ】

意見書は、日本語訳でA4判2枚相当。

「東京電力福島第一原発事故から8年6ヶ月を経過した2019年7月現在、日本国内には放射線被害から逃れようとして国内避難民となり、各地で避難生活を送っている被害者が5万人を超え、関連する死者が後を絶たず、健康被害への懸念も高まっている」、「2020年の東京オリンピック・パラリンピックを前に、『原発事故からの復興を成し遂げた』ことを世界にアピールしようとする日本政府は、避難者に対する援護を打ち



①「日本政府及び福島県は、国家公務員宿舎からの原発避難者の強制退去及び懲罰的家賃2倍相当の損害金請求は直ちに撤回し、原発避難者に安定的な住宅を保障すべき」

②「国連人権理事会は日本に特別報告者を派遣し、原発避難者の住宅、生活状況を調査し、日本政府に対し政策のは正勧告を行うべき」

国連人権理事会に送付された意見書（日本語訳版）。「日本への特別報告者を派遣」、「原発避難者の住宅、生活状況の調査」、「日本政府に対する政策

切り、避難者を切り捨て、原発事故被害を『ステレス化』する政策を推進している」、「政府の方針に追随する福島県は、2019年3月末日で東京・東雲などにある国家公務員住宅の提供を打ち切り、病気や経済的困難などから退去できない63世帯の避難者に対し、4月以降、家賃の2倍に相当する『懲罰的損害金』の支払いを迫っている」と経緯を説明。

「日本政府と福島県は事故後、避難者に対し公営住宅や民間から借り上げた住宅を無償で提供してきたが、2017年3月、『避難指示が出されていない地域の放射線量は下がった』として、これらの地域から避難していた1万2539世帯（3万2312人）に対する住宅の無償提供を打ち切った。

その際、住居を確保できなかつた148世帯に対し、『2年間の暫定措置』として政府の所有している国家公務員住宅を福島県が借り受け、有償で貸し付けていた。

福島県が支払いを迫っている請求額は、最高15万5000円（約1470ドル）。パート労働で得られる月収の全額に当たる請求を受けている母子避難の母親は途方に暮れ、健康を害し働けない男性は損害金の督促に脅迫される毎日を送っている」として、次の2点を求めている。

のは正勧告」を求めている

## 【「避難者の生存権脅かす人権侵害】

意見書は「安倍晋三首相は2013年9月、ブエノスアイレスでの東京五輪招致演説で『原発事故の汚染水はアンダーコントロール』と発言。これを受け日本政府と福島県は2020年までに原発事故被害を『処理』し、『復興』を世界に発信するという政策を策定した」、「これに従つて、日本政府は2018年4月までに、年間空間線量が50ミリシーベルトを超える高濃度汚染地を除き避難指示を全て解除、被害者に対する唯一の保障措置であった住宅提供を打ち切り、避難者を福島県へ戻す『帰還政策』を推進してきた」と国や福島県の取り組みを批判。

「事故を起こした原発サイトは溶け落ちた燃料デブリの所在すらわからず、収束作業は遅々として進んでいない。サイトからは汚染水や放射性物質の流出が続いているおり、事故直後に政府が発した原子力緊急事態宣言はいまも続いている。元の居住地に帰還しているのは20%にも満たず、帰還者のほとんどは高齢者で、放射性物質による健康被害を怖れる子どもや若者の姿は稀である。

このような状況の中で、日本政府は自らの責任に直結する避難指示とその解除によって被害者を見えなくするという人権無視の政策を進め、被害者である福島県もその先兵となって住宅提供を打ち切る政策を推進している。その象徴的な事実が今回の住宅追い出し・家賃2倍相当の損害金請求である」と人権上の問題点を指摘している。

さらに、「日本政府の被害者政策については、2013年5~6月の第23会期国連人権理事会で採択された、達成可能な最高水準の心身の健康を享受する権利に関する特別報告者アナンド・グローバー氏の調査報告以来、数多くの調査報告、勧告が出されている」、「日本政府が締約している自由権規約には『移動の自由及び居住選択の自由』が規定されている。社会権規約には『居住を含む相当の生活水準に対する権利』保障の義務が規定されている」などとして、「日本政府及び福島県が現在行っている国家公務員宿舎からの退去強要、懲罰的家賃2倍相当の損害金請求は、これらの勧

告、条約義務違反に当たるばかりでなく、窮屈した原発避難者の生存権をも脅かす重大な人権侵害行為であり、直ちに撤回されるべきものである」と訴えている。

福島県が7月、国家公務員宿舎に入居する“自主避難者”に送り付けた通知文は2種類あった。2倍の家賃のみを請求しているケースと、過去の家賃未払い分も含めて請求しているケース。今月8日までに“第2弾”が送付された（情報公開請求で入手）。

## 【福島県「2倍請求やめない】

国や福島県との交渉に継続的に参加している村田弘さん（「福島原発かながわ訴訟」原告団長、福島県南相馬市小高区から神奈川県横浜市への避難継続中）によると、意見書は東京造形大学の前田朗教授が監修。NGO団体「国際人権活動日本委員会」（JWCHR）を通じ、既に国連人権理事会に送付されたといふ。



前田教授は今年3月の国連人権理事会で「福島原発かながわ訴訟」に関して発言。「自宅に帰りたいが、放射能汚染のために帰ることができない」、「横浜地裁の賠償命令（今年2月の判決）は、東京電力に対する8番目、日本政府に対する5番目の命令である。にもかかわらず、日本政府はこれまで5つの裁判所の命令を拒否している」、

「国連人権理事会が日本における国内避難民の状況を監視し、検討するよう要請する」などと述べている。

村田さんは「国連人権理事会の公式サイトに意見書が掲載されれば、世界中の人々の目に触れる事になる。福島県との交渉を求めているが、なかなか応じてもらえない。この意見書も活用しながら、福島県や国との交渉を進めていきたい」と話している。

福島県生活拠点課によると、「家賃2倍請求」を続けていく方針は変えず、今月8日までに該当する避難者に対し、通知と払い込み用紙の送付（5月分）を終えている。7月に送付した4月分の家賃2倍請求に関して、生活拠点課の担当者は「2倍の家賃を支払った世帯はある」としながらも「数は言えない」として明らかにしていない。村田さんたちの要求は無視され、9月以降も家賃2倍請求は続くという。（了）

## 民の声新聞

【101カ月目の浪江町はいま】  
“原発事故後10年、控え  
高まる町民の不安  
いずれ終わる減免措置、  
懸念される住民票の一斉転出。  
原発立地町との差に怒りも  
～議会報告会より  
2019/08/21

福島第一原発の爆発事故に伴う避難生活が8年を超え、浪江町民の不安や葛藤が高まっている。今月19日に福島市内で開かれた議会報告会では、参加した町民こそ少なかったものの、住民税などの減免措置がいつまで続くのか、避難先の市町村に住民票が一斉に移されたら町が立ち行くかなど、切実な声が相次いだ。

「町に原発は立地していないくても被害は同じ。でも、現実には立地町と（賠償金などで）差がつけられている」といった不満の声も。

来夏の東京五輪が終われば再来年で丸10年。国や東電への怒りとふるさと浪江への想い、切り捨てへの不安。町民の胸には複雑な感情が交錯している。



### 【住民税などの減免いつまで？】

「住民はすごい不安を持っている。来年3月末で打ち切りですよとか、無料が終わるとか…。難しくて理解出来ない。報告会を開くから集まれと言うのではなくて、団地の集会所に来て欲しい。分かりやすく、決め細かな説明をして欲しい」

「少人数でも良いから、ぜひ団地に来て欲しい。『広報なみえ』に載っていると言うかもしれないが、住民は広報紙を読まないですよ。面と向かって口頭で説明して欲しい。顔を見ながら住民の想いをくみ取つて欲しい。ただ議会報告会を開いてるだけでは、議員の数減らせ、われわれの事を考えていないじゃないか、という声があがってしまいますよ」

町役場によると、住民票や戸籍謄本の発行などに関する手数料は今年4月から従来通りに支払うように

なったが、固定資産税や住民税などの減免措置は継続している。

例えば固定資産税は、昨年度は国が2分の1減免、町が2分の1減免していたので、町民の実質的な負担はゼロだったが、今年度は国の減免は2020年度まで継続。町の減免が2分の1から4分の1に変わったので、町民は今年度は本来の固定資産税の4分の1を負担する事になった。

住民税は所得によって段階的に減免幅が決まっており、400万円以下は全額免除。400～500万円は4分の3減免、500～750万円が2分の1減免、750～1000万円は4分の1減免されている。昨年度は500万円以下の町民は全額免除されていたが、今年度から400万円に引き下げられた。

これが果たしてどうなるのか。事故後10年で完全に終了するのか、別の形で継続されるのか。町職員も一様に「分からないので何とも言えない」と口を揃える。

議会報告会でも、佐々木恵寿議長は「来年の事ははっきりとは言えない。概ね10年間は減免措置はあると考えて差し支えないと思う。では11年目以降はどうなるのか。全くもって分からない。施策が続くよう必要としているのがわれわれの仕事だと思っている。われわれも努力していく」と答えるにとどまった。先が見えない避難生活は事故直後も今も、何ら変わっていないのだ。

町内で生活する人は1000人をようやく上回ったが、除染作業員などを含めての数字。決して「帰町者数」では無い。町役場は「おかえりなさい」の看板で帰町を促すけれど…。

### 【町職員も不安視する転出加速】

町民からは「胸の中がモヤモヤしている」、「われわれは宙ぶらりんだ」との声も出た。

原発事故が無ければ避難も減免措置も必要無かつた。一方で、町に住民票を残しながら居住実態は避難先の市町村へという状態への葛藤もある。地方税法には住民票が移されていくても住民税を課税できる「住登外課税」という制度があり、実際に127人の浪江町民が町からでは無く避難先の市町村から住民税を課税されている。その場合は減免措置が受けられないため、異議申し立てをして、町からの課税に戻す町民もいるという。

町役場課課税係の担当者は「住登外課税を適用するか否かは避難先の市町村によるが、決して意地悪で適用するわけではなく、単純に居住実態だけで判断するので避難者か否か知らずに処理している。避難生活が長期化している事が、全ての問題を分かりにくくしている」と話す。

佐々木議長は「今は『原発避難者特例法』で避難先においても住民サービスを受けられているが、いつまでという議論はまだなされていない。当初は10年で終わるという話もあったが、もうちょっと延びるのではないか。特例法の適用が終わった時に避難先に住所を移してしまって良いのか、町の人口が1000人や2000人になつたら、町の運営は出来るのか。議会はどうなるのか。様々な問題が出てくる。これは被災12市町村全体に及ぶ話だ。大きな問題を抱えているという認識を持っている」と語ったが、町民も「転出てしまえば町民でなくなってしまう。残るのは固定資産税だけ。住民税などは町に入らなくなってしまう。だから住民票を残しているんだ」と苦惱を口にした。

町職員も「総務省からは何も言わっていない。いつまで、という話も無い。町民が困らないようにと要望しているが、いつ終わるのか不安だ」と話した。「住民票をいったん町外に移してしまうと、居住実態の無い町に戻す事は出来ない。避難した町民でも無くなってしまう。転出を希望する町民は実際に居るので、よく考えて決めるようにお話はしているが、転出するなども言えないですし…。」



そして、こんな悲痛な言葉も口にした。  
「私自身も町民だから不安です。町民としても職員としても不安です。転出が相次いで町民が1000人になつてしまつたら、私たち職員もこんなに必要無くなっちゃいますよね。いつ、国から見限られるか」

町内でも開催を皮切りに、二本松市、いわき市でも開かれた議会報告会。町民からは「町民に出てこいと言うのではなくて、団地に議員が足を運んで、町民の話を聴いて欲しい」という声も出された=福島県福島市の「あつまっせ交流館」

### 【「被害受けたの立地町だけ？」】

議会報告会では、町役場を中心としたエリアでの「復興事業」についても説明された。町役場の北側では「道の駅なみえ」の工事が始まつた。2020年7月の一部開業を目指しているが、町議の1人は「採算なんて取れないよ。赤字に決まってる」と話した。しかも、町民の関心事はそこには無い。ある女性は怒りをぶつけるように、こう訴えた。

「お金というのは双葉郡の町村には同じように来ているんですか？ 立地町にはプラスされているとかはあるんですか？ 賠償金とかです。先日、福島第二原発が廃炉になるという話がありました。廃炉になると富岡町や楢葉町にはお金が入つて来なくなるからって、それに代わるものを探していました。私たちは立地町では無いけれど被害を被つたのですよ」

女性の発言は確かに賠償金や交付金が混在している。だが、同じ放射能で被害を受けたにも関わらず支援策に差が付けられているのではないかとの想いは多くの町民が口にする。「浪江原発訴訟」の第1回公頭弁論では、町民が「福島第一原発の事故は、巨大な人

災です。核の人災です。加えて、浪江町は原発隣接地であるにもかかわらず、町民にはバスなどの避難手段も汚染の情報を国から提供されませんでした。浪江町民は皆、国から見棄てられた『棄民』です」と怒りをこめて意見陳述した。

紹野則夫町議が代弁するようにこう言った。

「浪江町にも帰還困難区域があるが、東電が『ふるさ

と喪失慰謝料』として支払った賠償金には差が付けられている。双葉町や大熊町は1000万円だが、浪江など非立地町は700万円。とんでもない話。おかしいですよ。許すわけにいかない」

別の町民が自嘲気味に「きっと放射能が違うんだろう」と言った。「町や町議会の交渉がぬるいんじゃないかな」との声も。予定された90分間はあつという間に終わった。地元紙は聖火リレーと復興五輪の盛り上げに躍起だが、切実な避難生活がある。ふるさと浪江の将来への不安がある。安倍晋三首相は避難指示部分解除直後の2017年4月、町役場横の仮設商店街を訪れて「なみえ焼きそば」を食べてみせたが、そんな事では理解出来ない町民の想いが渦巻いている。

2019年8月22日 ちらし作成「アヒンサー」  
(ブログ: 目からウロコ FC2 アヒンサー)

\*アヒンサーとはサンスクリット語で「殺されたくない、殺したくない」という意味です。